

平成 28 年 1 月 21 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会
森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会について
(2) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
(3) その他

- 2 調査の経過 1 月 21 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
第 1 回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 2 月 23 日とし、会期は 3 月 18 日までの 25 日間とした。
審議予定については、別紙「平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取扱いについては、別紙「平成 28 年第 1 回（2 月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 2 月 25 日正午とした。
魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、議会事務局より説明を受け質疑を行い、議会運営委員会での委員会発議とすることとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会について

(2) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

(3) その他

2 日 時 平成 28 年 1 月 21 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、
大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、角家総務課長

7 書 記 小幡議会事務局長、桜井議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

大平市長 招集期日については、2 月 23 日でお願いいたします。

森島委員長 ただいま説明のありました招集期日について、異議ありませんか。(異議なし)
異議なしと認めます。したがって、招集期日は説明のとおり 2 月 23 日に決定されました。

次に、(2) 会期及び会議予定について、事務局長に説明させます。

小幡議会事務局長 (資料「平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」
により説明)

森島委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

大屋委員 この日程ですと、市長の所信表明の次の日に一般質問の通告期限になっておりま

すが、なかなか時間がないという中で、できれば 26 日の予算に対する質疑通告期限と同様な形で 1 日延ばしたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

渡辺委員 以前にも一般質問の通告は所信表明が終わった後、できれば少し余裕をいただきたいというお話でしたので、私も大屋委員同様ずらせるものでしたらお願いしたいと思います。

岡部委員 私も、すぐではあれなんで、やっぱり聞いた中でそれに関連する質問もあろうかと思しますので、1 日くらい余裕をもってやられたほうがいいんじゃないか。過去にもそういうふうな要望もありましたし、そういうふうに思っている議員の方も多いと思しますので、1 日置くほうがいいかなと思います。

森島委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:05)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:26)

森島委員長 休憩を解き会議を再開します。一般質問の通告期限については、今回は予定表(案)のとおりとし、来年平成 29 年第 1 回定例会における一般質問の通告期限については、所信表明から 1 日置いた後に通告期限を設けることとしたいが、これに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定されました。ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。お諮りします。会期については、2 月 23 日から 3 月 18 日までの 25 日間とし、会議予定は平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、会期は 2 月 23 日から 3 月 18 日までの 25 日間とし、会議予定は別紙、平成 28 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることに決定しました。次に、(3) 一般質問について、事務局長に説明させます。

小幡議会事務局長 (資料「平成 28 年第 1 回(2 月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

森島委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。(なし) お諮りします。一般質問については、平成 28 年第 1 回(2 月)定例会一般質問取扱い(案)のとおり実施することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の締め切り期限は 2 月 25 日正午となります。

(2) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 2、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とします。事務局長に説明を求めます。

小幡議会事務局長 お手元に資料として配付しました発議であります。魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正につきましては、12 月定例会最終日の本会議終了後の全

員協議会で確認・合意がなされたものであります。内容は月額5,000円を3,000円増額し、月額8,000円とするものであります。予算につきましては、ただいま要求をしているところであります。発議案につきましては、議会運営委員会で委員長発議とする内容です。提案理由は、議員の調査研究及びその他の活動の充実を図り、議会の審査機能を強化するために政務活動費の交付金額を増額するものであります。平成28年4月1日から施行するということです。

森島委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終わります。魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、事務局長の説明のとおり、2月定例会最終日に本議会運営委員会の委員会発議とすることに異議ありませんか。(異議なし)そのように決しました。

(3) その他

森島委員長　日程第3、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。(なし)委員の皆さんから意見等はありませんか。

渡辺委員　先ほど一般質問の通告については、決めさせていただきました。それに絡めて私のほうで予算の提案の説明のところをほかの議会とのやり方等を勘案していただいて前のほうにずらしていただけないでしょうかという話をさせていただきました。これも実は、会派ごとにやっていることについては、前の議員のときに非公開でするのは事前審査に当たって好ましい状態ではないということで、全員の前でもってするというこのまゝは提案があり、そして、この期に入ってから皆さんで話し合った経緯があります。そして、そういう中では、本会議の中できちんと説明をするようになってきたという経緯があります。今ほどの一般質問の通告等を考えますと、やはり予算の説明を事前にさせていただいておれば、一般質問の所信表明と予算との勉強とが一緒にならずにいいのではないかというふうに思いますので、そのあたりをここでできるのか、それとも各会派に持ち帰っていただいてできるのかわかりませんが、もんでいただければと思います。

森島委員長　今の意見について、委員の皆さんから意見はありませんか。

遠藤委員　予算書は事前に配付されて、それぞれ目を通す時間があるわけでありまして、また、個々に議員が調査したいと思う科目、費目等もそれぞれ違うわけでありまして、予算書について質問等があれば、当局は応じてくれるような状態を今でもつくってくださるので、一同に会してやるのがいいのかどうかというのは審議がいるのかもしれませんが、個々にそういった予算書を持って事前に調査したりすることは可能な状態にあるわけですので、全協といったことまでしなくても個々の議員の議員力で調査できるのではないかと私は思います。

高野委員　予算審査の関係については、特別委員会で日程をとってありますので、予算の関係もありますので、委員会は公開でもあるし、市民、住民に直接議会と行政と質疑をやり合う役割もあるんだろうというふうに思いますので、公開、非公開というよりはしっかり特別委員会の中で質疑をしっかりとやればいいことであって、それでいいのではないかと。それでもなお深めたいのであれば、議員個々で対応すればいいわけですから。

渡辺委員　私がここまで来る間に、要は特定の会派が執行部を前に並べて説明を受けていた

ことに対して、これまでそれは事前審査に当たるので慎重にしようという議論をしてきた経緯があります。そして、そのことによって各会派ではなくって全員協議会なり皆さんがいる前できちんと説明するということが本会議でしてきた経緯があります。それと、日程が余りにも詰まっているので、それであればほかの議会では本会議になる前に事前説明として全員協議会でしているところもありますから、その方法もいかがでしょうか。今ここで、個々に行って調べることは、これは事前審査に当たるかどうかのところ、まだ皆さんの中からそういう話を聞いていませんけれど、会派で執行部を前に置いてする説明は事前審査に当たるのでやめましようと言っていたことは事実ですので、そこだけはちゃんと押さえてください。

森島委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：38）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：40）

森島委員長　休憩を解き会議を再開します。今ほどの予算の前段階での説明等については、議長委員長会議あるいは会派代表者会議において議長から話をして、皆さん方から意見をいただくことにさせていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。ほかにありませんか。（なし）なければ、これでその手を終わります。次回の委員会は、2月12日金曜日10時に開きます。本日の会議録は委員長に一任をお願いします。以上で本日の議会運営委員会を閉会とします。

閉　　会（10：41）